

第17期 定時株主総会招集ご通知

開催日時

平成29年6月28日（水曜日）午前10時
（受付開始時刻：午前9時）

開催場所

大阪市北区梅田二丁目5番25号
ザ・リッツ・カールトン大阪
4階 ザ・リッツ・カールトン・ボールルーム
※末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。

決議事項

第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 定款一部変更の件



JINUSHI
ビジネス



こちらからも招集ご通知の一部が
ご覧いただけます。

<http://srdp.jp/3252/>



日本商業開発株式会社

証券コード：3252

日本発の底地特化型の「地主プライベートリート 投資法人(地主リート)」の運用を開始いたしました。

株主の皆様には、平素から格別のご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

ここに第17期定時株主総会の招集ご通知をお届けいたします。

さて当社は、かねてより「土地を買う。土地を貸す。貸した土地を売る。」という安全でシンプルな「JINUSHIビジネス」に注力してまいり、この度、当社がスポンサー会社となる「地主リート」の運用を開始いたしました。初回の資金調達に際して、多くの機関投資家の皆様ビジネスモデルをご理解いただいた結果、必要募集額を大幅に上回る運用資金を獲得でき、順調なスタートを切ることができました。この結果、売上高266億円、営業利益48億円、経常利益51億円、親会社株主に帰属する当期純利益64億円という過去最高水準の業績を上げることができました。これもひとえに株主の皆様をはじめ関係各位のご支援によるものと厚く御礼申し上げます。

株主の皆様におかれましては、今後も変わらぬご支援を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

平成29年6月

代表取締役社長 松岡 哲也



株 主 各 位

大阪市中央区今橋四丁目1番1号
日本商業開発株式会社
代表取締役社長 松 岡 哲 也

第17期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。

さて、当社第17期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月27日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月28日（水曜日）午前10時（受付開始時刻：午前9時）
 2. 場 所 大阪市北区梅田二丁目5番25号
ザ・リッツ・カールトン大阪
4階 ザ・リッツ・カールトン・ボールルーム
(末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。)
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第17期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第17期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|----------|
| 第1号議案 | 剰余金の配当の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.ncd-jp.com>）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の配当の件

第17期の期末配当につきましては、当事業年度の業績、今後の事業展開並びに内部留保の状況等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

①配当財産の種類

金銭といたします。

②配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき55円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は982,446,245円となります。

③剰余金の配当が効力を生ずる日

平成29年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1)取締役及び監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、また、継続的に有用な人材を確保できるよう、取締役会の決議によって法令の限度で責任を免除することができる旨並びに業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、第27条（取締役の責任免除）及び第35条（監査役の責任免除）を新設するものであります。なお、第27条（取締役の責任免除）の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

(2)上記の条文新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款		変 更 案
第1条 ┌ 第26条	(条文省略)	第1条 ┌ 第26条 (取締役の責任免除) 第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、 <u>任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。</u>
	(新 設)	
第27条 ┌ 第33条	(条文省略)	第28条 ┌ 第34条 (監査役の責任免除) 第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、 <u>任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。</u>
	(新 設)	
第34条 ┌ 第40条	(条文省略)	第36条 ┌ 第42条
		(現行どおり)

以 上

(提供書面)

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、戦後3番目の長い景気回復が続いており企業業績も最高益を出すところも多々ありますが、賃金の伸びは限られ、内需や外需の伸びは弱く実感の乏しいものであります。一方で海外におきましては、保護主義の色合いが濃い米国トランプ政権の通商政策や欧州政治の混乱などの政治リスクを抱え、地政学リスクは無数にあるものの、総じて企業業績は安定し設備投資も回復していることから、景況感は改善しており、世界景気は回復傾向にあります。

不動産及び不動産金融業界におきましては、首都圏での人手不足が拡大しており、新築マンションの価格は高止まりし敬遠され売れ行きが悪化している模様であります。ただ地価は今後も緩やかに上がる見通しであるものの、バブル期のように一斉に上がるようなことはなさそうであります。

このような状況のもと、当社グループにおきましては、機関投資家の不動産運用ニーズに応え日本初の底地特化型「地主プライベートリート投資法人（地主リート、といいます。）」へ8案件を売却（売却価格11,380,000千円）し、私募リーートの運用を開始いたしました。また、持分法適用関連会社でありましたニューリアルプロパティ株式会社（以下、「NRP」という。）の自己株式取得により、当社グループはNRPの議決権の過半数を保有することとなり、NRP及びその子会社10社、持分法適用関連会社1社が当社グループの関係会社となっております。この結果、当連結会計年度の売上高は26,614,078千円（前年同期比53.1%増）、経常利益は5,181,191千円（同7.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は6,437,323千円（同78.5%増）となりました。

(事業部門別売上高)

事業部門	売上高(千円)	構成比(%)	前連結会計年度増減比(%)
不動産投資事業	25,148,212	94.5	47.3
サブリース・賃貸借・ ファンドフィー事業	420,367	1.6	38.7
企画・仲介事業	193,804	0.7	5,351.6
その他事業	851,694	3.2	—
合計	26,614,078	100.0	53.1

(注) 前連結会計年度において当社グループの持分法適用関連会社でありましたニューリアルプロパティ株式会社は、発行済株式の一部を自己株式として取得したため、当社グループは同社の議決権の過半数を保有することとなり、同社及びその子会社10社、持分法適用関連会社1社が当社グループの関係会社となっており、従来の3事業に「その他事業」を追加しております。

②設備投資の状況

当連結会計年度中におきまして、当社の東京支店人員増加に伴うオフィス拡張工事のため、建物並びに工具、器具及び備品等として100,362千円の設備投資を行いました。

③資金調達の状況

当社グループは、当連結会計年度におきまして、優良案件の仕入を加速するために金融機関から借入金28,275,960千円を調達するとともに、自己資金をもって新規販売用不動産を取得いたしました。

また金融機関からの借入金24,439,386千円を計画どおり返済いたしました。

なお、資金の機動的かつ安定的な調達に向け、金融機関2行との間でコミットメントライン契約を5,000,000千円、及び金融機関5行と借入金枠設定契約18,100,000千円をそれぞれ締結しております。これにより大口の不動産投資案件にも対応できる為、案件仕入れの幅を広げる事が可能となりました。

この結果、当連結会計年度末における借入金総額は33,212,885千円と、前期比9,776,650千円の増加となりました。

(2) 財産及び損益の状況の推移

①当社グループの財産及び損益の状況

区 分	第 14 期 (平成26年3月期)	第 15 期 (平成27年3月期)	第 16 期 (平成28年3月期)	第 17 期 (平成29年3月期)
売 上 高(千円)	10,828,795	16,252,341	17,378,474	26,614,078
経 常 利 益(千円)	973,302	2,987,232	5,626,256	5,181,191
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	666,706	1,863,804	3,605,646	6,437,323
1株当たり当期純利益(円)	48.05	125.91	209.09	366.84
総 資 産(千円)	20,489,188	24,104,169	38,690,561	56,792,641
純 資 産(千円)	2,232,272	8,510,620	11,700,670	19,878,418
1株当たり純資産額(円)	152.43	496.43	665.31	979.32

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数に基づいて算出し、1株当たり純資産額は期末発行済株式数に基づいて算出しております。なお、発行済株式数につきましては、自己株式数を控除した株式数によっております。
2. 第17期(当連結会計年度)の状況につきましては、「1. 企業集団の現況 (1) 当連結会計年度の事業の状況」に記載のとおりであります。
3. 当社は、平成25年5月20日開催の取締役会決議に基づき、平成25年7月1日付で株式1株につき4株の株式分割を行い、また、平成26年8月11日開催の取締役会決議に基づき、平成26年9月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っておりますが、第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第 14 期 (平成26年3月期)	第 15 期 (平成27年3月期)	第 16 期 (平成28年3月期)	第 17 期 (平成29年3月期)
売 上 高(千円)	8,346,177	12,731,829	5,585,580	23,894,094
経 常 利 益(千円)	682,246	2,249,501	△427,318	3,753,035
当 期 純 利 益(千円)	492,032	1,428,574	△342,123	7,154,331
1株当たり当期純利益(円)	35.46	96.51	△19.84	407.70
総 資 産(千円)	13,625,219	17,182,069	34,062,164	43,865,058
純 資 産(千円)	1,996,855	7,819,007	7,148,383	13,871,991
1株当たり純資産額(円)	140.47	460.69	407.98	775.19

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数に基づいて算出し、1株当たり純資産額は期末発行済株式数に基づいて算出しております。なお、発行済株式数につきましては、自己株式数を控除した株式数によっております。
2. 当社は、平成25年5月20日開催の取締役会決議に基づき、平成25年7月1日付で株式1株につき4株の株式分割を行い、また、平成26年8月11日開催の取締役会決議に基づき、平成26年9月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っておりますが、第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
3. △は損失を示しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
地主アセットマネジメント株式会社	150,000千円	100%	投資法人の資産の運用に係る業務
ニューリアルプロパティ株式会社	5,000,000千円	72.09%	不動産事業、海外PFI事業
クマガイ オーストラリア ファイナンス PTY.リミテッド	5,352千A\$	72.09%	海外PFI事業及びこれらに関連する事業
クマガイ インターナショナル リミテッド	100,000千HK\$	72.09%	海外PFI事業及びこれらに関連する事業
新日本商業開発株式会社	80,000千円	65%	商業施設の開発及び運営

(注) 1. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社5社を含め、19社であります。

2. 当社は、平成28年10月1日付にて株式会社Jを吸収合併し、同社は解散いたしました。

3. 新日本商業開発株式会社は、平成29年3月31日付で解散を決議し、現在清算手続中であります。

③事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の世界経済の見通しにつきましては、政策・方針の変化次第では、景気の下振れリスクも予想されるものの、米国、欧州においては緩やかな景気回復傾向が続くことが期待されます。国内経済におきましても、総じて持ち直しの動きが出ており、緩やかな回復基調が続くことが想定されます。

このような経営環境のもと、当社グループの翌連結会計年度の方針といたしまして、当連結会計年度において運用開始いたしました日本初の底地特化型「地主プライベートリート投資法人」を組成したことにより、JINUSHIビジネスを完全に自社ブランド化し、JINUSHIビジネスを次のステージに移行させ、当社グループはさらなる成長へ邁進いたします。

株主の皆様におかれましては、今後も変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (平成29年3月31日現在)

当社グループは、不動産投資事業、サブリース・賃貸借・ファンドフィー事業、企画・仲介事業及びその他事業を行っており、各事業は以下のとおりであります。

事業セグメント名	事業内容
不動産投資事業	当社グループのビジネスモデルであるJINUSHIビジネスの手法により、当社が開発した不動産投資商品をファンドや投資家等に売却する事業を行っております。
サブリース・賃貸借・ファンドフィー事業	当社グループが土地所有者から土地を借り受けて土地の借り手であるテナントに転貸するサブリース事業、当社保有の物件をテナントに賃貸する賃貸借事業及びファンド等からの不動産の運営管理であるプロパティマネジメント等を受託し、また投資法人の資産運用委託報酬を得るファンドフィー事業を行っております。
企画・仲介事業	当社グループ独自のノウハウをコンサルティングで提供する企画事業及び不動産の売買を仲介する仲介事業を行っております。
その他事業	当社グループでは、海外PFI事業、娯楽事業（ゴルフ場の運営）を行っております。

(6) 主要な営業所 (平成29年3月31日現在)

① 当社

本社 大阪市中央区今橋四丁目1番1号 淀屋橋三井ビルディング4階
東京支店 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 丸の内永楽ビルディング18階
名古屋事務所 名古屋市中村区名駅一丁目1番1号 JPタワー名古屋14階

- (注) 1. 名古屋事務所は、平成28年4月18日付をもって、名古屋市西区牛島町6番1号 名古屋ルートセンタータワー40階から上記住所地向移転いたしました。
2. 名古屋事務所は、平成29年6月1日付で支店に昇格いたしました。

② 子会社

地主アセットマネジメント株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 丸の内永楽ビルディング18階
ニューリアルプロパティ株式会社 福井県福井市中央二丁目6番8号
(東京本社：東京都千代田区九段北四丁目2番22号)
新日本商業開発株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 丸の内永楽ビルディング18階

- (注) 1. 子会社でありました株式会社Jは、平成28年10月1日に当社が吸収合併して解散しました。
2. 新日本商業開発株式会社は、平成29年3月31日付で解散し、現在清算手続中であります。

(7) 従業員の状況（平成29年3月31日現在）

①当社グループの従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
69名	42名

- (注) 1. 従業員数の増加のうち33名については、当連結会計年度においてニューリアルプロパティ株式会社及びその子会社10社が連結子会社として増加したことによるものであります。
 2. 従業員数の増加のその他の要因は、JINUSHIビジネスの土地仕入れのための人材獲得（中途採用、新卒採用）を積極的に行ったことによるものであります。

②当社の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
27名	2名	41.5歳	5.0年

(注) 従業員数には、当社から他社への出向者は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	8,315,718千円
株式会社関西アーバン銀行	4,741,540
株式会社西日本シティ銀行	2,600,000
株式会社紀陽銀行	2,095,000
永和信用金庫	2,007,039
株式会社滋賀銀行	1,970,000
株式会社徳島銀行	1,301,000
株式会社りそな銀行	832,000
城北信用金庫	647,899
株式会社みずほ銀行	480,000

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成29年3月31日現在）

- ①発行可能株式総数 48,000,000株
- ②発行済株式の総数 17,862,800株（自己株式 141株を含む）
- ③株 主 数 11,911名
- ④大株主（上位10位）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
松 岡 哲 也	6,302,900株	35.29%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	602,400	3.37
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	416,600	2.33
西 羅 弘 文	367,500	2.06
永 岡 幸 憲	365,600	2.05
丸 井 啓 彰	293,800	1.64
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC)	272,300	1.52
入 江 賢 治	232,100	1.30
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	200,300	1.12
株 式 会 社 S B I 証 券	179,600	1.01

(注) 持株比率は、自己株式（141株）を控除して計算しております。

- ⑤その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

- ①当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

③その他新株予約権等に関する重要な事項

第5回新株予約権

当社は平成28年8月16日開催の取締役会において、当社の従業員に対し新株予約権（有償ストックオプション）を発行することを決議いたしました。その概要は以下のとおりであります。

新株予約権の数	2,070個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 207,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 4,200円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 161,700円
新株予約権の行使期間	平成30年7月1日から 平成33年9月1日まで
新株予約権の行使条件	(注1)
保有状況	(注2)

(注) 1. a. 新株予約権者は、平成30年3月期から平成31年3月期までのいずれかの事業年度に係る当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書の親会社株主に帰属する当期純利益が、下記各号に掲げる条件を満たした場合、満たした条件に応じて、割り当てられた本新株予約権のうち当該条件に応じた割合を乗じた本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算定される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき親会社株主に帰属する当期純利益等の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

(a)55億円を超過している場合：割り当てられた本新株予約権のうち 30%

(b)65億円を超過している場合：割り当てられた本新株予約権のうち100%

b. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

c. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

d. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行済株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

e. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

2.

	保有者数	保有数	目的である株式の数
当社従業員	16名	2,070個	207,000株

第6回新株予約権

当社は、平成28年8月16日開催の取締役会において、第三者割当により発行される新株予約権（有償ストックオプション）の発行を行うこと及び時価発行新株予約権信託を活用したインセンティブプランの導入について決議いたしました。その内容は以下のとおりであります。

なお、時価発行新株予約権信託とは、時価により発行される新株予約権を受託者が保管しておき、一定の期日になった時点で条件を満たした受益者に対して交付するという新たなインセンティブ制度であります。

新株予約権の数	1,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 100,000株 (新株予約権 1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権 1個当たり 4,700円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権 1個当たり 161,700円
新株予約権の行使期間	平成31年7月1日から 平成35年9月1日まで
新株予約権の行使条件	(注1)
対象者	(注2)

(注) 1. a. 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができず、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「受益者」又は「本新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとする。

b. 受託者より本新株予約権の交付を受けた者（以下、「受益者」という。）は、平成30年3月期から平成31年3月期までのいずれかの事業年度に係る当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書の親会社株主に帰属する当期純利益が、下記各号に掲げる条件を満たした場合、満たした条件に応じて、交付を受けた本新株予約権のうち当該条件に応じた割合を乗じた本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算定される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき親会社株主に帰属する当期純利益等の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

(a)55億円を超過している場合：受益者が交付を受けた本新株予約権のうち30%

(b)65億円を超過している場合：受益者が交付を受けた本新株予約権のうち100%

- c. 受益者は、本新株予約権を取得した時点において当社又は当社の関係会社の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社又は当社の関係会社の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
 - d. 受益者が行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
 - e. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - f. 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
 - g. 金融商品取引法に基づく届出の効力が発生することを条件とする。
2. 所定のガイドラインに基づき、①平成29年4月1日以降に当社に入社する新卒の正社員、及び、②本契約の締結日以降に当社に入社し、入社日を含む事業年度において半年以上継続して当社に勤務している中途採用の正社員を対象とし、これらの者のうち、平成29年3月期から平成31年3月期までの当社の各事業年度において、入社日を含む各事業年度の評価が優れていると認められる者に対して、予め設定されたボーナスパッケージ（本新株予約権を交付する際の個数の基準）に対応する株数に応じて、信託期間満了日に按分して分配されます。

(3) 会社役員 の 状況

①取締役及び監査役の状況 (平成29年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	松 岡 哲 也	
専 務 取 締 役	永 岡 幸 憲	東京営業本部長 ニューリアルプロパティ株式会社 取締役
専 務 取 締 役	原 田 博 至	大阪営業本部長 名古屋営業本部長
常 務 取 締 役	入 江 賢 治	財務・経理本部長
常 務 取 締 役	西 岡 卓 志	総務・人事本部長
取 締 役	松 田 良 成	弁護士、弁護士法人漆間総合法律事務所 所長 株式会社ヘリオス 常務取締役 はるやま商事株式会社 社外取締役
常 勤 監 査 役	尾 崎 一 義	
監 査 役	清 水 章	公認会計士・税理士、東銀座監査法人 社員 株式会社フェイス 社外監査役
監 査 役	谷 口 嘉 広	株式会社アラミス 監査役

- (注) 1. 取締役松田良成氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役尾崎一義氏、清水 章氏及び谷口嘉広氏は、いずれも社外監査役であります。
 3. 監査役清水 章氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 取締役松田良成氏並びに監査役尾崎一義氏、清水 章氏及び谷口嘉広氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づき独立役員として届け出ております。
 5. 常務取締役でありました西羅弘文氏は、平成28年4月18日に地主アセットマネジメント株式会社が設立されると同時に同社の代表取締役社長に就任したのち、平成28年7月25日に当社取締役を辞任しております。なお、辞任時の担当は投資運用本部長でありました。

②取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (1)	389,026千円 (3,852)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (3)	31,818 (31,818)
合 計	10	420,844

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成27年6月25日開催の定時株主総会において年額800,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
 2. 監査役の報酬限度額は、平成27年6月25日開催の定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。
 3. 当事業年度末現在の人員は、取締役6名(うち社外取締役1名)、監査役3名(うち社外監査役3名)であります。上記の支給人員と相違しているのは、平成28年7月25日に辞任した常務取締役の西羅弘文氏を含んでいるためであります。

③社外役員に関する事項

i. 重要な兼職先と当社との関係

社外役員の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

ii. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	松 田 良 成	当事業年度開催の取締役会19回のうち17回出席し、弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外監査役	尾 崎 一 義	当事業年度開催の取締役会19回すべてに出席し、常勤監査役として日頃より当社営業部門及び管理部門の現場を視察し、業務実態を把握したうえで改善を要請する立場から、議案・審議等について、必要な発言を行っております。 また、当事業年度開催の監査役会14回すべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	清 水 章	当事業年度開催の取締役会19回すべてに出席し、公認会計士及び税理士として専門的な見地から、議案・審議等について、必要な発言を行っております。 また、当事業年度開催の監査役会14回すべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	谷 口 嘉 広	当事業年度開催の取締役会19回すべてに出席し、大手上市企業の常勤監査役として培った豊富な経験と見識のもと、議案・審議等について当社のコンプライアンス体制の構築・維持について率直な発言を行っております。 また、当事業年度開催の監査役会14回すべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(4) 会計監査人の状況

①会計監査人の名称

ひびき監査法人

②当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	24,400千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,400千円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切かどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないことから、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の子会社であるニューリアルプロパティ株式会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の会計監査を受けております。

③非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

④会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 会社の体制及び方針

【1】職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社グループは、内部統制システムをコーポレート・ガバナンスの基幹であり、その整備・運用が取締役の重要な責務であると考えております。また、内部統制システムの整備・運用が、企業の競争力を高め、企業不祥事を回避し、株主をはじめとするステークホルダーにとって企業価値を高めるものであると考えております。

①当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- i. 当社は、職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため、取締役会の諮問機関としてコンプライアンス・リスク管理委員会を設置する。
- ii. コンプライアンス・リスク管理委員会は、コンプライアンス体制の改正に関する事項、当社に重大な影響を与えるおそれのあるコンプライアンス上の問題を付議し、審議結果を取締役に報告する。
- iii. 社内において重大な法令違反その他のコンプライアンス違反行為が行われ、また、行われようとしている事実を発見した場合に、匿名で通報できる体制を整えることとする。
- iv. 関連する法令の制定・改正、当社及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、取締役及び使用人に対して、速やかに必要な通達又は研修を実施する。

②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- i. 総務・人事担当取締役は、文書管理規程に基づき、次の文書（電磁的記録を含む。）について関連資料とともに適切に保存し、かつ管理するものとする。
 - ・ 株主総会議事録
 - ・ 取締役会議事録
 - ・ 計算書類
 - ・ 決裁申請書
 - ・ その他経営上重要な文書
- ii. 総務・人事担当取締役は、前記 i. に掲げる文書以外の文書についても、その重要度に応じて、文書管理規程に定めた期間保存し、かつ管理するものとする。
- iii. 総務・人事担当取締役は、取締役及び使用人に対して、文書管理規程に基づいて文書の保存、管理を適正に行うよう指導するものとする。

③当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- i. 各本部の担当役員は、自己の担当領域において、リスクマネジメント管理体制を構築する権限と責任を有する。
- ii. 社内会議等において、各構成員は自己の担当領域において予見されるリスクがある場合は、必ず報告するものとする。
- iii. 社内会議等において、報告された経営上重要なリスクについては、取締役会へ報告するものとする。
- iv. 関連する法令の制定・改正、当社及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、取締役及び使用人に対して、速やかに必要な通達又は研修を実施する。
- v. 大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合には、代表取締役社長を委員長とし、必要な人員で組織する危機対策本部を設置するなどの対策を講じる。

④当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- i. 定款、社内規程に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制をとる。
- ii. 以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図る。
 - a. 取締役、使用人が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この目標に基づく3事業年度を期間とする中期経営計画を策定する。
 - b. 取締役会は、中期経営計画を具体化するため、中期経営計画に基づき每期、各本部ごとの業績目標と予算を設定する。
 - c. 各本部を担当する取締役は、各本部が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を決定する。
 - d. 月次の業績は、ITを積極的に活用したシステムにより、月次で迅速に管理会計としてデータ化し、取締役会及び各取締役に報告する。
 - e. 取締役会は、毎月この結果をレビューし、担当取締役に目標未達の要因の分析、その要因を排除・低減する改善策を報告させ、必要に応じて目標を修正する。
 - f. e. の議論を踏まえ、各本部を担当する取締役は、各本部が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を改善する。

⑤子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項

関係会社運営規程その他関連規程を定め、各子会社は、自社の事業の経過、財産の状況及びその他の重要な事項について、定期的に当社への報告を行うことを義務付ける。

- ⑥その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- i. 代表取締役社長及び業務執行を担当する取締役は、それぞれの業務分掌に従い子会社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。
 - ii. 重要な子会社に対しては、取締役又は監査役を派遣し、業務の適正性を確保する。
 - iii. 子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う。
- ⑦当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合において当該使用人に関する事項
- i. 監査役がその職務を補助すべき使用人（以下、補助使用人、という。）を置くことを求めた場合は、取締役会が、必要な人選を行い、監査役の同意を得るものとする。
 - ii. 監査役は、当該使用人に監査業務に必要な事項について指揮・命令することができるものとする。
- ⑧補助使用人の当社の取締役からの独立性及び当社の監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- i. 補助使用人は、当該職務を行うにあたっては、監査役の指揮・命令のみに服し、取締役その他の使用人の指揮・命令は受けないものとする。
 - ii. 当該使用人に対する人事考課、異動、懲戒処分等の人事権の行使については、事前に監査役と協議を行い、その意見を尊重してこれを行うものとする。
- ⑨当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- i. 取締役及び使用人は、監査役に対して、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、当該事実に関する事項を直ちに報告しなければならない。
 - ii. 取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならない。

⑩子会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者による当社の監査役への報告に関する体制

当社は、当社グループの役職員に対して、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた場合や、法令等の違反行為等、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合には、直ちに当社の監査役会又は監査役に対して報告することを徹底する。また、当社は、当社各本部長が定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、当社グループにおける内部監査、コンプライアンス・リスク管理等の状況を報告する体制を整備する。さらに、当社は、当社グループの内部通報制度の担当部署が、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告する体制を整備する。

⑪監査役等へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社グループの監査役等へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。また、内部通報規程においては、内部通報をしたことを理由として、内部通報者に対して、解雇その他いかなる不利益な取扱いも行ってはならない旨明記する。

⑫その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- i. 代表取締役社長は、監査役からの要請に応じて監査役会と定期的に会合をもち、会社に対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について、意見交換し、監査が実効的に行われるよう努めるものとする。
- ii. 取締役は、監査役が取締役会、その他重要な会議に出席し、意見を述べた場合には、これを真摯に聞き監査役の監査が実効的に行われるよう努めるものとする。
- iii. 取締役又は使用人は、月次の業績及び財務の状況等に関して、定期的に監査役に報告し、議事録、決裁申請書その他業務の執行に関する重要な文書等については、常勤監査役への回付及び閲覧を要するものとし、監査役からの要請があるときは、十分説明するものとする。
- iv. 内部監査人は、監査役及び会計監査人と常に密接な連携を取りながら監査役の監査が実効的に行われるよう努めるものとする。
- v. 監査役は、定期的に会計監査人から会計監査の方法及び結果について報告を受け、意見を交換するものとする。

- vi. 監査役は、内部監査人から内部監査の報告を受けるほか、適宜、会合をもち情報の交換を行うなど緊密な連携を図るものとする。
- vii. 監査役は、監査を行うため必要と認められる場合は、当社の費用において弁護士、公認会計士、専門機関等の外部の専門家に調査を委託し、又は意見を求めることができるものとする。

⑬財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するとともに、金融商品取引法に規定する有効かつ適切な内部統制報告書の提出のため、代表取締役社長の指示の下、財務報告に係る内部統制を整備し運用する体制を構築する。また、取締役会は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用に対して監督責任を有し、その整備及び運用状況を監視する。

⑭監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行につき、費用の前払い等を請求した場合は、請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、これを拒むことはできない。

⑮反社会的勢力を排除するための体制

i. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

市民社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断して毅然とした態度で臨む。

ii. 反社会的勢力排除体制の整備

- a. 反社会的勢力及び団体への対処要領で反社会的勢力と対決姿勢を行動指針として示し、その周知徹底を図る。
- b. 本社総務・人事本部を統括部署として反社会的勢力による不当要求に対し断固として拒絶の意思を示す。
- c. 警察や暴力追放推進センターが主催する連絡会へ参加し、反社会的勢力に関する情報の一元的な管理・蓄積を図りつつそれら専門機関との連携体制を確保する。

【2】職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記方針に基づいて、内部統制体制の整備とその適正な運用に努めておりますが、特に当事業年度において重点的に実施した内部統制上重要な取り組みは以下のとおりであります。

- ①当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - i. 当社は、取締役会の諮問機関としてコンプライアンス・リスク管理委員会を定期的開催し、審議結果を取締役に報告しております。
 - ii. 当社は、役員を含む全社員が利用する社内イントラネット上に当社の定款をはじめ、全ての規程類を開示し、全社員が必要に応じてその内容を確認できる体制を構築しております。
 - iii. 当社は、法令違反やその他のコンプライアンス違反が行われ、あるいは行われようとする事実を発見した場合に、内部通報窓口として外部の弁護士事務所を設け、さらに当該内部通報窓口とは別個の、全社員が匿名で通報できる外部機関も設けております。
 - iv. 当社及び子会社は、関連する法令の制定・改正、当社及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、社内イントラネットを通じたメール機能により、その内容を全社員に通知し、必要と判断した場合は研修を実施するものとします。
- ②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - i. 当社では、文書管理規程に基づき、業務文書について関連資料とともに適正に保管し、かつ管理しております。特に重要文書については部門ごとに指定された文書保存用キャビネットを使用するとともに、電子キーシステムによりキャビネットを施錠し、開錠時は専用のICカードを使用しないとキャビネットが開かない仕様になっており、ICカードも個人別に厳格に使用状況を管理しております。
 - ii. 当社は、業務文書及びその関連資料について、文書管理規程の別表として設けている保存期間基準表に基づき、保管期間の超過したものや、保管の必要のない文書については溶解処分とするなど、情報漏えいの発生リスクを抑える体制を設けております。

- ③当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、昨年度に最新バージョンに更新した会計システムを用いて、月次でより迅速に管理会計をデータ化し、取締役会及び各取締役に報告しております。
- ④子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項
- i. 当社の内部監査人が必要に応じて子会社の内部監査を実施し、その結果を当社の代表取締役社長に報告しております。
 - ii. 子会社の事業の経過、財産の状況及びその他の重要な事項について、当社の取締役会での報告事項とし、当社の取締役会でその内容を確認しております。
 - iii. 当社の取締役又は使用人が子会社の取締役を兼務している場合、当該子会社において開催される、取締役会を含む重要会議に出席し、当該結果を当社取締役会及び取締役に報告しております。
- ⑤反社会的勢力を排除するための体制
当事業年度におきましても、引き続き、反社会的勢力を排除するための勉強会を全社的に（役員を含む全社員を対象に）実施し、反社会的勢力とは一切の関係を遮断する、不当要求に対し断固として拒絶の意思を示すという基本的な考え方を徹底しております。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	46,022,019	流 動 負 債	4,068,548
現金及び預金	13,794,754	営業未払金	121,511
営業未収入金	77,448	短期借入金	540,000
販売用不動産	31,639,283	1年内返済予定の長期借入金	614,992
前渡金	235,000	未払金	227,468
前払費用	131,749	未払費用	16,232
繰延税金資産	82,371	リース債務	11,587
その他	61,412	未払法人税等	1,112,481
固 定 資 産	10,770,621	未払消費税等	33,510
有形固定資産	231,123	預り金	74,535
建物及び構築物	150,838	前受収益	112,673
工具、器具及び備品	25,838	1年内返還予定の預り保証金	963,286
土地	3,758	賞与引当金	11,516
リース資産	50,688	その他の他	228,752
無形固定資産	11,249	固 定 負 債	32,845,674
商標権	705	長期借入金	32,057,893
その他	10,543	長期預り敷金保証金	182,555
投資その他の資産	10,528,248	リース債務	40,596
投資有価証券	2,453,456	繰延税金負債	496,058
関係会社株式	7,083,153	退職給付に係る負債	68,570
関係会社出資金	4,000	負 債 合 計	36,914,223
出資金	505,161	純 資 産 の 部	
敷金及び保証金	291,418	株主資本	17,699,262
長期前払費用	89,385	資本本金	2,794,183
その他	454,083	資本剰余金	2,772,628
貸倒引当金	△352,409	利益剰余金	12,132,529
資 産 合 計	56,792,641	自己株式	△79
		その他の包括利益累計額	△205,923
		その他有価証券評価差額金	△29,476
		為替換算調整勘定	△176,446
		新株予約権	25,097
		非支配株主持分	2,359,982
		純 資 産 合 計	19,878,418
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	56,792,641

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書
(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		26,614,078
売上原価		18,903,831
売上総利益		7,710,247
販売費及び一般管理費		2,866,760
営業利益		4,843,487
営業外収益		
受取利息	7,827	
受取配当金	12,115	
有価証券利息	5,877	
持分法による投資利益	870,794	
償却債権取立益	106,561	
その他	150,711	1,153,888
営業外費用		
支払利息	609,799	
資金調達費用	178,944	
その他	27,440	816,184
経常利益		5,181,191
特別利益		
負のれん発生益	4,577,713	4,577,713
特別損失		
固定資産除却損	3,119	
段階取得に係る差損	1,787,271	1,790,390
税金等調整前当期純利益		7,968,514
法人税、住民税及び事業税法 法人税等調整額	1,024,615 136,977	1,161,592
当期純利益		6,806,921
非支配株主に帰属する当期純利益		369,597
親会社株主に帰属する当期純利益		6,437,323

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,619,000	2,597,445	6,481,610	△79	11,697,976
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	175,183	175,183			350,367
剰 余 金 の 配 当			△786,404		△786,404
親会社株主に帰属する当期純利益			6,437,323		6,437,323
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	175,183	175,183	5,650,918	—	6,001,285
当 期 末 残 高	2,794,183	2,772,628	12,132,529	△79	17,699,262

残高及び変動事由	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	△32,280	△39,038	△71,319	18,720	55,293	11,700,670
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行						350,367
剰 余 金 の 配 当						△786,404
親会社株主に帰属する当期純利益						6,437,323
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	2,803	△137,408	△134,604	6,377	2,304,688	2,176,461
当 期 変 動 額 合 計	2,803	△137,408	△134,604	6,377	2,304,688	8,177,747
当 期 末 残 高	△29,476	△176,446	△205,923	25,097	2,359,982	19,878,418

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- | | |
|--------------|--|
| ①連結子会社の数 | 19社 |
| ②主要な連結子会社の名称 | 地主アセットマネジメント株式会社
ニューリアルプロパティ株式会社
クマガイ オーストラリア ファイナンス PTY.リミテッド
クマガイ インターナショナル リミテッド
ケージーランド ニューヨーク コーポレーション
クマガイ オーストラリア PTY.リミテッド
新日本商業開発株式会社 |

当連結会計年度より、合同会社エヌ・ワイ・ランド、合同会社エイチ・ケー・インベストメント、合同会社セントラルイーストを設立し、新たに連結の範囲に含めております。

また、当連結会計年度より、当社グループの持分法適用関連会社でありましたニューリアルプロパティ株式会社(以下、「同社」という)は、発行済株式の一部を自己株式として取得したため、当社グループは同社の議決権の過半数を保有することとなり、同社を連結の範囲に含めております。また、同社を連結の範囲に含めたことにより、同社の連結子会社10社を連結の範囲に含めております。

さらに、地主アセットマネジメント株式会社は、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

なお、当社の100%連結子会社かつ特定子会社である株式会社Jは、平成28年10月1日付で当社を存続会社とする吸収合併により解散したため、連結の範囲から除外しております。

- ③主要な非連結子会社の名称等 株式会社 坂畑ゴルフクラブ
(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

- | | |
|---------------|-----------------------|
| ①持分法適用関連会社の数 | 1社 |
| ②持分法適用関連会社の名称 | トンネルホールディングスPTY.リミテッド |

当連結会計年度より、当社グループの持分法適用関連会社でありましたニューリアルプロパティ株式会社(以下、「同社」という)は、発行済株式の一部を自己株式として取得したため、当社グループは同社の議決権の過半数を保有することとなり、同社を連結の範囲に含めております。また、同社を連結の範囲に含めたことにより、持分法適用関連会社2社を持分法の適用の範囲に含めております。

なお、当連結会計年度において持分法適用関連会社でありました若狭観光開発株式会社は、重要性が低下したため、当連結会計年度中に持分法適用の範囲から除外しております。

③持分法非適用の主要な非連結子会社及び関連会社 株式会社 坂畑ゴルフクラブ
(持分法を適用しない理由)

持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

当連結会計年度において、合同会社市ヶ谷インベストメントは、決算日を5月31日から3月31日に変更し連結決算日と同一になっております。

また、連結子会社のうち、ケージー ランド ニューヨーク コーポレーション、エヌアールピー ホールディング コーポレーション、クマガイ オーストラリア PTY.リミテッド、クマガイ オーストラリア ファイナンス PTY.リミテッド及びクマガイ インターナショナル リミテッドの決算日が、12月31日であります。

ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

上記以外の連結子会社の事業年度は、連結財務諸表提出会社と同一であります。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

i. 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結会計年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

なお、時価のあるその他有価証券のうち、「取得原価」と「債券金額」との差額の性格が金利の調整と認められるものについては、償却原価法により原価を算定しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ii. たな卸資産

販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

i.有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

なお、耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	8～18年
工具、器具及び備品	5～20年

ii.無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

iii.リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

iv.長期前払費用

均等償却を採用しております。

なお、借地権については、賃借期間で均等償却を行っております。

③重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

営業未収入金及びその他金銭債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤重要なヘッジ会計の方法

i.ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。特例処理の要件を満たす借入金に係る金利スワップについては、特例処理を採用しており、振当処理の要件を満たす借入金に係る通貨スワップについては、振当処理を採用しております。

ii.ヘッジ手段とヘッジ対象

a.ヘッジ手段・・・金利スワップ、通貨スワップ

b.ヘッジ対象・・・借入金、借入金利息

iii.ヘッジ方針

金利スワップ取引、通貨スワップ取引はいずれも為替変動リスクを回避する目的で行っており、投機的取引は行わない方針としております。

iv.ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引、通貨スワップ取引についてはヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

i.消費税等の会計処理

税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は当連結会計年度の費用としております。

ただし、たな卸資産以外の資産に係る控除対象外消費税等は、長期前払消費税等として投資その他の資産の「その他」に計上し、5年間で均等償却しております。

ii.繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理をしております。

3. 会計方針の変更

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ4,979千円増加しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

①担保に供している資産は次のとおりであります。

販売用不動産	27,579,354千円
現金及び預金	173,578千円

②担保付債務は次のとおりであります。

1年内返済予定の長期借入金	486,952千円
長期借入金	31,209,652千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 93,378千円

(3) コミットメントライン等

当社グループは、資金調達の機動的かつ安定的な調達を行うため、金融機関2行と相対型コミットメントラインの契約及び金融機関5行と借入枠設定契約を締結しております。

当連結会計年度末における貸出コミットメント及び貸出枠に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

①コミットメントライン契約

貸出コミットメントの総額	5,000,000千円
借入実行残高	2,305,000千円
差引額	2,695,000千円

②借入枠設定契約

貸出枠の総額	18,100,000千円
借入実行残高	1,037,000千円
差引額	17,063,000千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度末の株式数
普通株式	17,862,800株

(2) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

平成28年6月28日開催の第16期定時株主総会決議による配当に関する事項
普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
786,404千円	45円	平成28年3月31日	平成28年6月29日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成29年6月28日開催の第17期定時株主総会決議による配当に関する事項
普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
982,446千円	利益剰余金	55円	平成29年3月31日	平成29年6月29日

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）

	平成26年8月14日取締役会決議
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	423,000株
新株予約権の残高	1,410個

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期、長期ともに安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については銀行借入によることを基本方針としております。デリバティブ取引は、借入金に係る通貨スワップ及び借入金に係る支払利息の変動リスクに対するヘッジ目的とした金利スワップ取引であり、投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である営業未収入金は、顧客の信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）に晒されています。当該リスクに関しては、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、主な取引先の信用状況を随時把握する体制としております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

賃借物件等において預託している敷金及び保証金は、取引先企業等の信用リスクに晒されていますが、各営業本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務や借入金は流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）に晒されていますが、各部署からの報告に基づき担当部署が月次で資金繰計画を作成することにより流動性リスクを管理しております。なお、外貨建ての営業債務は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主として業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクに晒されていますが、定期的に発行企業の財務状況等を把握しております。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
①現金及び預金	13,794,754千円	13,794,754千円	—千円
②営業未収入金	77,448	77,448	—
③投資有価証券 その他有価証券	572,448	572,448	—
資産計	14,444,651	14,444,651	—
①営業未払金	121,511	121,511	—
②短期借入金	540,000	540,000	—
③1年内返済予定の長期借入金	614,992	614,992	—
④リース債務（*）	52,183	51,873	△309
⑤未払法人税等	1,112,481	1,112,481	—
⑥長期借入金	26,299,066	26,298,250	△816
負債計	28,740,235	28,739,110	△1,125

（*）リース債務は、リース債務（流動）とリース債務（固定）の合計金額であります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブに関する事項

資 産

①現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②営業未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

負 債

①営業未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- ③ 1年内返済予定の長期借入金
1年内返済予定の長期借入金のうち、固定金利によるものは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。
- ④ リース債務
これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- ⑤ 未払法人税等
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- ⑥ 長期借入金
長期借入金のうち、固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。
変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

	連結貸借対照表計上額
① 投資有価証券 (*1)	
その他有価証券 非上場株式	1,881,008千円
② 関係会社株式 (*4)	7,083,153
③ 敷金及び保証金 (*2)	291,418
④ 1年内返還予定の預り保証金 (*3)	963,286
⑤ 長期預り敷金保証金 (*3)	182,555
⑥ 長期借入金 (*4)	5,758,826

- (*1) 市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産 ③投資有価証券」には含めておりません。
- (*2) 賃借物件において預託している敷金及び保証金は、市場価格がなく、かつ、入居から退去までの実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積ることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。
- (*3) 賃貸物件における賃借人から預託されている1年内返還予定の預り保証金及び長期預り敷金保証金は、市場価格がなく、かつ、賃借人の入居から退去までの実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積ることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。
- (*4) 市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	979円	32銭
(2) 1株当たり当期純利益	366円	84銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	38,925,557	流動負債	3,470,848
現金及び預金	10,893,411	営業未払金	66,175
営業未収入金	17,381	短期借入金	540,000
販売用不動産	27,579,354	1年内返済予定の長期借入金	614,992
前渡金	235,000	リース債務	11,587
前払費用	103,767	未払金	227,464
繰延税金資産	81,032	未払費用	13,732
その他の	15,609	未払法人税等	1,017,537
固定資産	4,939,500	未払消費税等	18,237
有形固定資産	231,123	預り金	25,523
建物	105,597	前受収益	73,291
構築物	45,241	1年内返還予定の預り保証金	862,306
工具、器具及び備品	25,838	固定負債	26,522,218
土地	3,758	長期借入金	26,299,066
リース資産	50,688	長期預り敷金保証金	182,555
無形固定資産	6,111	リース債務	40,596
商標権	705	負債合計	29,993,066
ソフトウェア	5,405	純資産の部	
その他の	0	株主資本	13,863,329
投資その他の資産	4,702,265	資本金	2,794,183
投資有価証券	313,448	資本剰余金	2,772,628
関係会社株式	404,000	資本準備金	2,772,628
出資金	505,161	利益剰余金	8,296,597
関係会社出資金	223,459	その他利益剰余金	8,296,597
関係会社長期貸付金	2,884,055	繰越利益剰余金	8,296,597
敷金及び保証金	229,789	自己株式	△79
長期前払費用	84,985	評価・換算差額等	△16,435
繰延税金資産	7,212	その他有価証券評価差額金	△16,435
その他の	50,453	新株予約権	25,097
貸倒引当金	△300	純資産合計	13,871,991
資産合計	43,865,058	負債・純資産合計	43,865,058

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		23,894,094
売上原価		17,807,499
売上総利益		6,086,595
販売費及び一般管理費		1,865,678
営業利益		4,220,917
営業外収益		
受取利息	33,938	
受取配当金	2,585	
有価証券利息	5,877	
受取手数料	2,700	
その他	252	45,354
営業外費用		
支払利息	330,109	
資金調達費用	175,230	
その他	7,896	513,237
経常利益		3,753,035
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	4,453,058	4,453,058
特別損失		
固定資産除却損	3,119	3,119
税引前当期純利益		8,202,974
法人税、住民税及び事業税	940,172	
法人税等調整額	108,469	1,048,642
当期純利益		7,154,331

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	2,619,000	2,597,445	2,597,445	1,928,669	1,928,669	△79	7,145,035
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	175,183	175,183	175,183				350,367
剰 余 金 の 配 当				△786,404	△786,404		△786,404
当 期 純 利 益				7,154,331	7,154,331		7,154,331
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)							
当 期 変 動 額 合 計	175,183	175,183	175,183	6,367,927	6,367,927	—	6,718,294
当 期 末 残 高	2,794,183	2,772,628	2,772,628	8,296,597	8,296,597	△79	13,863,329

残高及び変動事由	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△15,372	△15,372	18,720	7,148,383
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				350,367
剰 余 金 の 配 当				△786,404
当 期 純 利 益				7,154,331
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△1,063	△1,063	6,377	5,313
当 期 変 動 額 合 計	△1,063	△1,063	6,377	6,723,608
当 期 末 残 高	△16,435	△16,435	25,097	13,871,991

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①子会社及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

②その他有価証券
時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
なお、時価のあるその他有価証券のうち、「取得原価」と「債券金額」との差額の性格が金利の調整と認められるものについては、償却原価法により原価を算定しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

③たな卸資産
販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産
（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、耐用年数は以下のとおりであります。

建 物	8～18年
構 築 物	10年
工具、器具及び備品	5～20年

②無形固定資産
（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④長期前払費用

均等償却を採用しております。

なお、借地権については、賃借期間で均等償却を行っております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

営業未収入金及びその他金銭債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

①消費税等の会計処理

税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用としております。

ただし、たな卸資産以外の資産に係る控除対象外消費税等は、長期前払消費税等として投資その他の資産の「その他」に計上し、5年間で均等償却しております。

②繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理をしております。

3. 会計方針の変更

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ4,979千円増加しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

①担保に供している資産は次のとおりであります。

販売用不動産 27,579,354千円

②担保付債務は次のとおりであります。

1年内返済予定の長期借入金 486,952千円

長期借入金 26,133,086千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

93,378千円

(3) 関係会社に対する金銭債権

区分表示されたもの以外で関係会社に対する金銭債権は、次のとおりであります。

長期金銭債権 14,295千円

(4) コミットメントライン等

当社は、資金調達の機動的かつ安定的な調達を行うため、金融機関2行と相対型コミットメントラインの契約及び金融機関5行と借入枠設定契約を締結しております。

当事業年度末における貸出コミットメント及び貸出枠に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

①コミットメントライン契約

貸出コミットメントの総額 5,000,000千円

借入実行残高 2,305,000千円

差引額 2,695,000千円

②借入枠設定契約

貸出枠の総額 18,100,000千円

借入実行残高 1,037,000千円

差引額 17,063,000千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引以外の取引による取引高（収入分）	36,446千円
営業取引以外の取引による取引高（支出分）	18,801千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式	141株
------	------

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

借地権否認額	19,475千円
ゴルフ会員権評価損	3,956千円
未払事業税	58,936千円
その他	31,571千円

繰延税金資産小計	113,939千円
評価性引当額	△23,725千円

繰延税金資産合計	90,213千円
----------	----------

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	1,968千円
--------------	---------

繰延税金負債合計	1,968千円
----------	---------

繰延税金資産の純額	88,245千円
-----------	----------

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	14,651千円
-----	----------

1年超	8,925千円
-----	---------

合計	23,576千円
----	----------

オペレーティング・リース取引（貸主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	37,163千円
-----	----------

1年超	46,700千円
-----	----------

合計	83,863千円
----	----------

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	ニューリアルプロパティ株式会社	(所有) 間接 72.09	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付(注)	780,000	関係会社 長期貸付金	780,000
				利息の受取(注)	743	—	—
子会社	合同会社市ヶ谷インベストメント	(所有) 直接 100.0	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付(注)	150,000	関係会社 長期貸付金	546,836
				利息の受取(注)	13,939	その他 (長期未収 収益)	3,954

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

貸付については、市場金利等を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び その近親 者	原田博至	(被所有) —	当社専務取 締役	新株予約権(ストック オプション)の行使 (注3)	70,500	—	—
役員及び その近親 者	西岡卓志	(被所有) 直接 0.0	当社常務取 締役	新株予約権(ストック オプション)の行使 (注2)	36,750	—	—
役員及び その近親 者	尾崎一義	(被所有) 直接 0.0	当社常勤監 査役	新株予約権(ストック オプション)の行使 (注3)	24,675	—	—

(注) 1. 「取引金額」欄は、当事業年度におけるストックオプションの権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

2. 新株予約権行使は、平成25年11月11日開催の取締役会において発行決議された新株予約権の行使によるものです。

3. 新株予約権行使は、平成26年8月14日開催の取締役会において発行決議された新株予約権の行使によるものです。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	775円	19銭
(2) 1株当たり当期純利益	407円	70銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月17日

日本商業開発株式会社
取締役会 御中

ひびき監査法人

代表社員 公認会計士 池 尻 省 三 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 林 直 也 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本商業開発株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本商業開発株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成29年5月17日

日本商業開発株式会社
取締役会 御中

ひびき監査法人

代表社員 公認会計士 池 尻 省 三 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 林 直 也 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本商業開発株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び子会社の監査役を兼務しております常勤監査役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。さらに、グループ監査の観点から、各会社の監査役をメンバーとする連絡会を開催し、意思疎通を図るとともに、相互の意見交換等を行いました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びひびき監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘する事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月19日

日本商業開発株式会社 監査役会
常勤監査役(社外) 尾 崎 一 義 ㊟
監査役(社外) 清 水 章 ㊟
監査役(社外) 谷 口 嘉 広 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内略図

開催場所

大阪市北区梅田二丁目5番25号

**ザ・リッツ・カールトン大阪
4階 ザ・リッツ・カールトン・
ボールルーム**

TEL. 06-6343-7000 (代表)

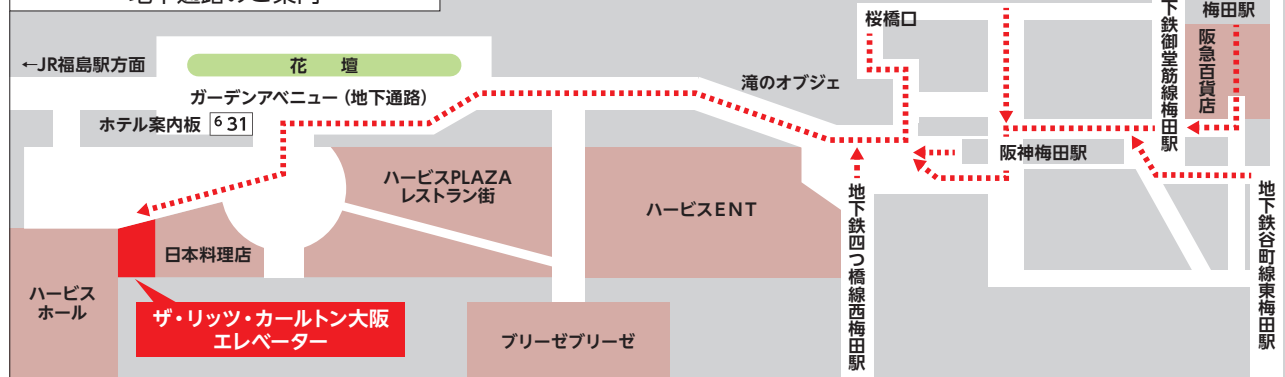
最寄り駅のご案内

- ◆ JR **「大阪駅」** 桜橋口より徒歩約7分
「北新地駅」 西改札口より徒歩約7分
- ◆ 阪神 **「梅田駅」** 西出口より徒歩約5分
- ◆ 阪急 **「梅田駅」** 中央改札口より徒歩約15分
- ◆ 地下鉄
 - 四つ橋線 **「西梅田駅」** 北改札口より徒歩約5分
 - 御堂筋線 **「梅田駅」** 南改札口より徒歩約10分
 - 谷町線 **「東梅田駅」** 北西改札口より徒歩約12分

※駐車場のご用意はいたしておりませんので、ご了承ください。



地下通路のご案内



ガーデンアベニュー(地下通路)をご利用の方は、JR大阪駅桜橋口方面から、地下鉄西梅田駅を過ぎてさらに西進しますと、通路左手にホテル案内板⁶³¹がありますので、案内に沿ってお越しください。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

